

○松山広域福祉施設事務組合個人情報の保護に関する
法律施行細則

制 定 令和5年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び松山広域福祉施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合の個人情報の保護に関する事項については、松山市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年松山市規則第21号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(松山広域福祉施設事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 松山広域福祉施設事務組合個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第4号）は、廃止する。